

東浦町立石浜保育園民営化・
認定こども園化 移管先法人募集要項

2026（令和8）年8月

東浦町こども未来部子育て支援課

1 目的

東浦町（以下、「町」という。）では、多様な保育ニーズに対応するため、町立保育園とは異なる視点やノウハウにより新たなサービスが提供されることで、保護者の選択肢を増やし、公立と私立が両輪となって、柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築していく。

子ども達に、質の高い保育環境を提供するとともに、将来にわたり安定的かつ継続性のある保育サービスを実施していくため、東浦町立石浜保育園（以下、「石浜保育園」という。）を民営化する事業者（以下、「事業者」という。）を公募する。

石浜保育園については、現在も保育認定児（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する2号認定及び3号認定の子どもをいう。以下同じ。）に加え、教育認定児（同法に規定する1号認定の子どもをいう。以下同じ。）を受け入れており、地域において教育・保育を一体的に提供してきた利用実態がある。このため、石浜保育園については、保育認定児の受入れを基本に維持しつつ、教育認定児にも対応できる認定こども園として移管し、民間事業者の創意工夫を生かした教育・保育の充実を図る。

2 募集の基本方針

石浜保育園の民営化に当たっては、次の事項を基本方針とする。

- （１）在園児の教育・保育の継続性を最優先すること。
- （２）保育認定児の受入れを基本に維持すること。
- （３）現在の教育認定児の受入実態を踏まえ、教育・保育を一体的に提供すること。
- （４）保護者、地域、町との信頼関係を重視すること。
- （５）民間事業者のノウハウにより、教育・保育内容、子育て支援、保護者支援の充実を図ること。
- （６）町との協定に基づき、移管後も町が一定の関与を継続できる仕組みを構築すること。
- （７）障がいのある子ども、特別な配慮を要する子ども、支援を要する家庭への対応を重視すること。
- （８）安全・安心な施設運営、給食、アレルギー対応、事故防止、災害対応、感染症対策を徹底すること。

3 募集方式

本募集は、東浦町立石浜保育園民営化・認定こども園化移管先法人募集における「石浜保育園」の移管先法人を募集するものである。同時に募集する「東浦町立緒川新田保育園民営化移管先法人募集」に、同一法人又は実質的に同一の法人グループが、併願す

ることはできない。なお、実質的に同一の法人グループとは、代表者、役員若しくは評議員等の相当数が共通している場合、法人間に支配関係若しくはこれに類する関係がある場合、又は所在地、運営体制、財務、人事等から一体的に運営されていると町が認める場合をいう。

4 移管対象施設

町が運営する石浜保育園を民間移管する。

(1) 石浜保育園の現状（所在地等）

施設の名称 石浜保育園

所在地 愛知県知多郡東浦町大字石浜字白山1番地の3

定員 228名

入所状況（2026（令和8）年4月現在 ※育児休業明け入所予定者含む）

0歳	1歳	2歳	3歳		4歳		5歳		合計
			1号	2号	1号	2号	1号	2号	
12名	12名	24名	0名	54名	8名	35名	11名	47名	203名

(2) 建物構造等

ア 完成年月 1978（昭和53）年4月

イ 敷地面積 8,800.21㎡（隣接駐車場敷地含む）

ウ 建物面積 1,768.49㎡（延床面積）

エ 構造 鉄筋コンクリート造 2階建

(3) 民営化予定年月日

2029（令和11）年4月1日（日）

民営化予定の日から事業が開始できるよう、幼保連携型認定こども園にあっては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第17条第1項に規定する愛知県知事の認可を、保育所型認定こども園にあっては同法第3条第1項に規定する愛知県知事の認定等を受けること。また、町との協定締結、特定教育・保育施設としての確認・利用定員の設定その他必要な手続が完了すること。なお、これらの手続に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

民営化の手続きは、適正な法人の選定後に実施する。ただし、東浦町保育所条例の一部改正（石浜保育園の廃止）及び財産（建物）の譲渡について、東浦町議会（以下、「町議会」という。）の議決が得られない場合に、民営化予定事業者に選定したことを取り消し、又は民営化手続きを一時停止することがある。

5 応募資格及び応募可能法人

次のすべての条件を満たす法人及びその代表者であること。

- (1) 法令、条例・規則等を遵守し、自ら安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる社会福祉法人又は学校法人で、2026（令和8）年8月1日時点で、愛知県に本部、支所等を有する法人であること。
- (2) 保育・教育事業に熱意と理解を持ち、町の保育・教育行政において積極的に協力できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することができない者に該当していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が不健全ではないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続開始申立てをしていないこと、及び、第三者によって申立てを受けていないこと。
- (7) 町、愛知県並びに施設を設置する市区町村及び都道府県で指名停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 直近の3年間に於いて国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 2026（令和8）年8月1日現在で、既に5年以上認可幼稚園、認可保育所、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く）、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかを運営し、社会福祉法及び児童福祉法その他関係法令、国の通知通達、条例、認可要綱等を遵守するとともに、応募申込日の直近に実施された指導監査等（法人に対するもの及び施設・事業所の運営に対するものを含む。）において、改善勧告、改善命令その他の行政処分を受けていないこと。

また、当該指導監査等において文書指摘を受けた事項がある場合は、所轄庁等が定める期限までに改善報告書を提出し、当該事項について改善済みであることが確認できること。

※ここでいう「直近に実施された指導監査等」とは、社会福祉法人にあっては社会福祉法に基づく法人指導監査及び運営する施設・事業所に対する指導監査、学校法人にあっては私立学校法に基づく所轄庁の監督及び運営する施設・事業所に対する指導監査のうち、応募申込日の直近に実施されたものをいう。

6 移管に関する条件

(1) 土地に関する事項

土地は、町が指定する範囲を無償で貸し付けるものとする。貸付対象となる土地の範囲、面積、貸付期間、その他必要な事項は、協定書において定める。

なお、土地の無償貸し付けに当たっては、保育・教育の用に供することを用途

として指定する。

(2) 建物に関する事項

建物その他工作物（以下、「建物等」という。）については、無償で譲渡する。建物等は、引渡しの日現状有姿のまま事業者引き渡すものとし、事業者はその現状を了承のうえ譲り受けるものとする。町は、引き渡した建物等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合であっても、その責任（民法第562条から第564条までに規定する追完、代金の減額、損害賠償及び契約の解除をいう。）を負わない。ただし、町が当該不適合を知りながら事業者に告げなかった場合は、この限りでない。

なお、建物の無償譲渡に当たっては、保育・教育の用に供することを用途として指定する。

民営化後の建物等については、事業者が所有権登記後、速やかに事業者の基本財産に編入すること。なお、登記に係る経費の一切は、事業者の負担とする。

(3) 指定避難所

石浜保育園は指定避難所であるため、災害対応に積極的な協力を行うこと。

(4) 認定こども園の備品

別添備品一覧に記載のものを無償譲渡とする。

(5) 協定の解除

次のいずれかに該当する場合、町は、協定書の定めに基づき、協定の解除、土地及び建物の返還、原状回復、違約金、損害賠償その他必要な措置を求めることができるものとする。

ア 民営化までの期間内に幼保連携型認定こども園にあつては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第17条第1項に規定する愛知県知事の認可を、保育所型認定こども園にあつては同法第3条第1項に規定する愛知県知事の認定等を受けられないとき。

イ 運営に関する条件並びに事業計画書に記載した提案内容と著しくかけ離れた運営を行っているとき町が判断したとき。

ウ その他、民営化に係る協定を継続し難い重大な背信行為があつたと町が判断したとき。

協定の解除その他により用途指定に反することとなった場合における建物の返還（負担付贈与の解除による所有権の町への移転をいう。）、所有権移転登記の手続、事業者が支出した改修費用、補助金及び建物の残存価値の精算その他必要な事項の具体的内容は、協定書において定める。

(6) 施設整備・修繕に係る補助

民営化後、大規模改修や増改築等の必要な施設整備、老朽化した施設の修繕にあつては、国庫補助金（就学前教育・保育施設整備交付金・保育対策総合支援

事業費補助金）を活用する等、町の予算の範囲内で補助する。ただし、国の制度変更や、本町施策の変更などにより補助金制度が変更になる場合がある。

(7) 施設整備、大規模改修及び建替え

事業計画書において、移管後の既存園舎の活用、維持管理、修繕、設備更新、大規模改修又は将来的な建替えに関する基本的な考え方を記載すること。記載に当たっては、町が示す選択項目に該当するものを選択した上で、その理由又は補足事項を記載すること。なお、本項目は、応募時点において具体的な建替え時期、事業費、設計内容又は補助金活用を確定させるものではない。

移管後の施設改修、修繕、設備更新、大規模改修、増改築又は建替えについては、事業者の責任により実施することを基本とする。

町は、民間移管後における施設整備について、国の就学前教育・保育施設整備交付金等の活用可能性を踏まえ、事業者による計画的な施設整備を期待する。

事業者が、移管日から起算して10年以内に、建替え又は町が必要と認める大規模改修を行う場合は、1回の申請に限り、国・県補助制度の活用を前提として、町の補助制度の対象とすることがある。

ただし、補助の対象、補助率、補助額、対象経費、申請時期その他必要な事項については、国・県補助制度の内容、町の補助制度、予算措置、交付決定、町の整備計画への位置付け、施設整備の必要性及び町との事前協議を前提とするものであり、本募集への応募又は事業者としての選定をもって補助金の交付を確約するものではない。

事業者は、建替え又は大規模改修を行おうとする場合は、あらかじめ町と協議し、施設整備の内容、概算事業費、資金調達方法、国・県補助制度の活用見込み、町補助の活用希望、借入金返済計画、工事中の保育継続方法、仮設園舎の設置可能性、送迎動線、給食提供、安全対策、保護者及び地域への説明方法を示すものとする。

7 移管後の施設類型

(1) 応募者が提案できる認定こども園の類型

ア 幼保連携型認定こども園

イ 保育所型認定こども園

(2) 移管後の施設類型の変更

事業者は、移管後においても本要項に定める施設類型（認定こども園）を維持することを基本とする。事業者が施設類型の変更（保育所への移行、認定こども園の類型変更等）を行おうとする場合は、あらかじめ町と協議し、町の承認を得るものとする。

8 運営に関する条件

(1) 認定こども園の名称

移管後の認定こども園の名称については、町と事業者で協議して決定する。

(2) 定員及び受入年齢

民営化後の認定こども園の定員は、下記の想定をもとに、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の入所児童数及び今後の児童数見込みを踏まえ、町と事業者との協議により決定する。3歳未満児（3号認定）の受け入れの充実に配慮すること。

現在の利用定員（2026（令和8）年4月1日現在）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
12名	12名	24名	60名	60名	60名	228名

移管後の利用定員（想定）

認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定	-	-	-	10名	10名	10名	30名
2号認定	-	-	-	35名	40名	40名	115名
3号認定	12名	12名	24名	-	-	-	48名
合計	12名	12名	24名	45名	50名	50名	193名

※上記は想定であり、確定した定員ではない。最終的な利用定員は、愛知県知事による認可（幼保連携型）又は認定（保育所型）及び特定教育・保育施設としての確認の手続きを経て確定する。

※現在の石浜保育園における教育認定児（1号認定）の在籍状況は、3歳児0名、4歳児8名、5歳児11名（2026（令和8）年4月現在）である。これは、現在、3歳児における教育認定児の新規受入れを行っていないことによるものである。

※本民営化においては、認定こども園への移行を機に、教育認定による入所を希望する保護者のニーズに対応するため、3歳児からの教育認定児（1号認定）の受入れを再開するものとする。移管後の教育認定児の具体的な受入人数及び学級編制その他必要な事項は、上記の想定を踏まえ、地域のニーズ及び施設の運営体制を勘案し、町と事業者との協議により定めるものとする。

(3) 教育・保育事業の継承等

移管後の教育・保育内容及び運営内容は、原則として次に掲げる水準を維持すること。なお、移管後の認定こども園における1号認定児の教育日、教育時間、長期休業期間及び教育時間終了後又は長期休業期間中の預かり保育等の取扱いについては、事業者が提案し、町との協議、愛知県との認可又は認定に係る協議及び利用申込状況等を踏まえて決定するものとする。

その設定に当たっては、在園児の教育・保育の継続性、保護者の就労状況、保護者負担の軽減及び1号認定児の利用しやすさに配慮するとともに、保護者に対して

事前に十分な説明を行うこと。

- ・ 民営化前の石浜保育園における保育の内容、行事、保育の進め方等を尊重し、保護者等の意見を取り入れ、在園児が安心して園生活を継続できるよう、急激な変更を避けるとともに、変更を行う場合は、あらかじめ保護者に十分な説明を行うこと。
- ・ 特別な支援を要する児童（医療的ケア児を除く）に対する適切な保育を実施し、当該児童の福祉増進を図ること。民営化前の保育所に入所している特別な支援を要する児童全てを受け入れること。
- ・ 現在石浜保育園で実施している主な保育内容
開園日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除いた日
通常保育：午前8時から午後4時まで
早朝保育：午前7時30分から午前8時まで
延長保育：午後4時から午後7時まで（土曜保育の場合は午後6時まで）
土曜保育：午前8時から午後4時まで
（土曜保育においても早朝保育・延長保育を実施）

（４）教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の拡充

民間法人ならではのアイデアや特色をもって、保育環境・水準の向上に積極的に取り組むこと。

（５）職員配置・確保

児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり職員配置を行うこと。こども家庭庁が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、愛知県が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び公定価格基本部分の職員配置基準を満たすこと。

施設長	・ 社会福祉事業に従事した経験を2年以上有し、児童福祉事業に関する知識を有すること。なお、保育所、認定こども園又は幼稚園その他これらに類する施設において5年以上の実務経験を有する者であることが望ましい。 ・ 施設を適切に運営することができ、専任であること。
主幹保育教諭、主任保育士、主任教諭その他これらに相当する教育・保育を担う中核的職員	・ 主幹保育教諭、主任保育士、主任教諭その他これらに相当する教育・保育を担う中核的職員については、認定こども園の類型及び担当する子どもの年齢に応じて必要となる免許又は資格を有し、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として5年以上の実務経験を有する常勤の者を配置すること。なお、移管後の安定的な園運営、職員指導体制の確保及び教育・保育の質の維持向上の観点から、10年以上の実務経験を有する者を配置することが望ましい。 ・ 職員の指導、保育内容の調整、保護者対応等に携わった経験を有する

	者であること。
保育士等（施設長、主任保育士等除く）	各年齢で1名以上は、クラス担当の経験を3年以上有する職員とすること。
看護師	看護師の配置は必須としないが、乳児の健康管理体制の充実を図る観点から、可能な範囲でその配置に努めること。
調理員	定員に応じた必要な調理員（調理委託業者も可）を配置すること。
その他	・民間移管の前後の期間において、配置予定の保育士等は石浜保育園において事務引継ぎ及び共同保育を行うこと。 ・保育士等の確保に当たって、民営化前に石浜保育園に勤務する会計年度任用職員等のうち、移管先事業者での就労を希望する者については、本人の意向を尊重し、事業者は、採用条件の説明及び採用選考の機会を設けること。町は、本人の同意を得た上で、事業者の求人条件の周知及び採用説明会の開催に必要な連絡調整を行う。なお、採否及び労働条件は、事業者と本人との間で決定するものとし、町が雇用を保証するものではない。また、他の公立保育所（園）に勤務する会計年度任用職員等のうち、移管先事業者での就労を希望する者についても、前段と同様に扱うものとする。

※経験年数は、2029（令和11）年4月1日を基準日とする。

※保育所等とは、認可幼稚園、認可保育所、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く）、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかとする。

※職員配置人数については、0歳児3人につき1人以上、1歳児6人につき1人以上、2歳児6人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4・5歳児25人につき1人以上保育士等を配置すること。

※移管先法人は、移管前の共同保育開始（2028（令和10）年10月1日予定）までに、移管後の施設長予定者及び主任保育士等予定者を原則として確定し、町に報告するものとする。また、移管前6か月間の共同保育開始までに、移管後に配置予定の担任保育士等、調理関係職員その他必要な職員を原則として確定し、町に報告するものとする。

※やむを得ない事情により、報告後に施設長予定者、主任保育士等予定者その他主要な職員を変更する場合は、同等以上の資格、経験及び能力を有する者を配置することを前提として、あらかじめ町と協議するものとする。

（6）三者協議会

事業者は、円滑な引継ぎ及び保護者との信頼関係構築のため、事業者、保護者、町で構成する三者協議会を設置し、民営化に伴う調整事項について合意形成を図ること。また、当該協議会で出された意見・要望については、真摯に受け止

め、柔軟な対応に努めるとともに、実現の可否に関わらずその対応について誠意をもって取り組むこと。移管後も一定期間継続し、移管後の運営状況、保育内容、行事、給食、保護者負担、職員体制等を協議・確認する。

(7) 地域との交流等

地域との交流を図り、良好な関係作りに努め、地域に根差した運営を行うこと。また、地域の子育て家庭への支援に取り組むよう努めること。

また、現在、町と地区自治会との間で、保育業務に支障のない範囲で駐車場の一部利用を認めている。地域に根差した運営の観点から、保育・教育業務に支障のない範囲で、地区自治会による利用の継続に可能な限り協力するよう努めること。利用に関する具体的な取扱いは、事業者と地区自治会との協議による。

(8) 小学校との連携

同学区となる東浦町立片葩小学校との交流を積極的に行い、円滑な入学等につながるよう連携強化を図ること。

(9) 公的機関との連携・交流

東浦町子育て支援課等の公的機関との交流（町立保育園園長会への参加等）を積極的に行い、連携強化を図ること。

(10) 給食

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条に基づき、自園調理にて実施し、アレルギー食に対応すること。積極的に食育を推進すること。給食設備をはじめ、施設の衛生管理を徹底すること。

(11) 職員の資質向上

職員の資質向上及び保育の質の向上のため、必要な研修を行うこと。また、町が行う研修や保育の向上を目的とした事業に積極的に参加すること。

(12) 保護者負担金

保育料以外の保護者負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、事前に保護者に十分な説明を行うこと。なお、3歳以上児の副食費の減免については、国が定める公定価格における副食費徴収免除加算の額を基準として、町が当該減免相当額を事業者に給付する。

(13) 保育・教育に係る用品等

移管後の認定こども園を利用する児童及びその保護者に対し、必要以上に負担を増大させないこと。

保護者会組織が同意した場合を除き、移管時点の在園児が卒園するまでの間は、町立保育園で使用していた制服、靴、靴、教材を使用できるようにすること。

(14) 要望及び苦情への対応

保護者とのコミュニケーションを図り、要望等について誠意を持って対応する

こと。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の3に基づき、苦情への対応のための必要な措置を講ずること。

(15) 共同保育

次に示す期間において、共同保育を行うこと。共同保育は、在園児及びその保護者の不安の解消・軽減を図るために極めて重要なものであるから、誠意を持ってこれにあたること。

ア 2028（令和10）年10月1日から2029（令和11）年3月31日まで

移管前の共同保育期間においては、移管先法人は、原則として各年齢に1人、計6人の保育士等（うち1人は主任保育士等とする。）を石浜保育園に派遣し、原則として通常保育の時間帯を中心に、町と協議して定める勤務日及び勤務時間により共同保育を行うこと。当該派遣に係る費用については、事業者決定後、双方で協議して決定する。

イ 2029（令和11）年4月1日から2029（令和11）年9月30日まで

移管後の共同保育期間においては、町から各年齢に1人、計6人の保育士を派遣する。当該派遣に係る費用については、町が負担する。

ウ 2029（令和11）年10月1日から2030（令和12）年3月31日まで

事業者の申し出により、在園児及びその保護者の不安の解消・軽減を図ること並びに事業者における保育士等の雇用の問題及び、経験豊かな保育士等のバランスよい配置を支援し、保育の質の低下を防ぐことを目的に、共同保育終了後においても町の保育士の派遣を要請することができる。なお、町の保育士の派遣に係る費用は、事業者の負担とする。

(16) その他

- ・ 移管先となる法人の決定は2027（令和9）年3月上旬頃を予定しており、決定後は速やかに認定こども園の運営に係る引継ぎを開始できる体制を整えること。具体的には、移管後の認定こども園の施設長及び主任保育士等となる予定者のうち少なくともそのいずれかは、町と協議のうえ、移管前の主要行事、保育参観等に可能な範囲で参加又は見学し、保育内容及び運営状況の把握に努めること。
- ・ 事業者は、保育中の事故に備えるために、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。
- ・ 認定こども園の運営状況や、事業者の経営状況等の積極的な情報開示に努めること。
- ・ 移管の際の条件等が移管後に遵守されているかを確認するために、移管後3年間を重点期間とし、必要に応じて町職員による巡回確認を受け入れること。
- ・ 民営化後3年目に第三者評価を受審し、結果を公表すること。
- ・ 建物及び遊具について、それぞれ法令に基づき定期点検を必ず受けること。

9 応募に関する手続き

提出先及び問合せ先については「19 提出、問い合わせ先」を参照すること。

(1) 募集要項の公表

- ・配布期間 2026（令和8）年8月3日（月）から
- ・入手方法 東浦町ホームページからダウンロード

(URL：<https://www.town.aichi->

[higashiura.lg.jp/soshiki/kosodateshien/kodomo/gyomu/16533.html](https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/kosodateshien/kodomo/gyomu/16533.html))

(2) 施設見学会

- ・申込期間 2026（令和8）年8月3日（月）から
2026（令和8）年8月17日（月）まで
（土、日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）
- ・申込方法 施設見学会参加申込書（様式1）を使用して、東浦町役場こども未来部子育て支援課まで電子メールで提出すること。なお、送信した旨を電話で必ず連絡すること。
- ・開催日時 2026（令和8）年8月23日（日）
※なお、平時の保育の様子等を確認したい場合は、2026（令和8）年8月17日（月）～8月28日（金）の期間で、希望する応募者に対して見学会を実施。
- ・開催場所 石浜保育園

(3) 質問書の受付及び回答

- ・受付期間 2026（令和8）年8月3日（月）から
2026（令和8）年9月18日（金）まで
（土、日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）
- ・受付方法 質問書（様式2）を使用して、東浦町役場こども未来部子育て支援課まで電子メールで提出すること。なお、送信した旨を電話で必ず連絡すること。
- ・回答方法 町ホームページに順次掲載を行う。最終は2026（令和8）年9月30日（水）までに回答予定。

(4) 参加申込書類

- ・提出期間 2026（令和8）年8月3日（月）から
2026（令和8）年10月23日（金）まで
（土、日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）
- ・提出方法 直接持参
- ・提出先 東浦町役場 こども未来部 子育て支援課
- ・提出書類 次に掲げる書類2部（原本1部、写し1部）を、次に定める順番にA4判、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて提出すること。A3判となる場合はZ折りにし、A3判1ページで2ペー

ジと換算すること。

ア 東浦町立石浜保育園民営化・認定こども園化 移管先法人募集参加申込書兼誓約書（様式3）

イ 法人調書（様式4）

（添付書類）

- ・法人の定款又は寄附行為（原本と相違ない旨を証明したもの（原本証明））
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明。3か月以内に発行されたもの。写しの場合には原本証明）
- ・法人として本件への応募を決議したことが分かる書類（理事会の議事録等）
- ・法人及び運営施設の概要が分かる書類（パンフレット等）
- ・所轄庁の監査等における指摘内容を示す書類及び指摘に対する事業者の対応として示した書類（教育・保育施設の運営（保育内容、職員配置、施設・設備、安全・衛生管理、保護者対応等）に関するものに限る。過去3年間において文書による指摘を受けたものに限る。）

※該当する指摘がない場合は、その旨を記載した書面（「該当なし」）を提出すること。また、運営と財務の双方にまたがる指摘については、本項及びサの双方に写しを添付すること。

- ・給与規程

ウ 法人の運営実績（様式5）

（添付書類）

- ・第三者評価の評価書類（受審している施設ごとに直近のもの。受審している施設が5施設を超える場合は、直近5施設分。ただし、追加で提出を求める場合がある。）

エ 法人役員等調書（様式6）

オ 法人代表者履歴書（様式7）

（添付書類）

- ・資格を証する書類（資格証等の写し）

カ 法人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

キ 法人の直近3年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市町村民税の滞納がないことの証明書（滞納がないことの証明書については、発行後3か月以内のもの）

ク 法人の直近3年分の財務諸表の写し

ケ 預金残高証明書（2026（令和8）年8月1日現在）

コ 借入金残高及び返済計画が確認できる資料（借入金がある場合に限る）

※借入金がない場合は、その旨を記載した書面（「借入金なし」）を提出すること。

サ 所轄庁の監査等における指摘内容を示す書類及び指摘に対する事業者の対応として示した書類（法人の財務・経理（会計処理、財産管理、資金運用、給与・人件費の経理処理等）に関するものに限る。過去３年間に於いて文書による指摘を受けたものに限る。）

※該当する指摘がない場合は、その旨を記載した書面（「該当なし」）を提出すること。また、運営と財務の双方にまたがる指摘については、本項及びイの添付書類の双方に写しを添付すること。

（５）事業計画書類

- ・提出期間 2026（令和８）年11月24日（火）から
2027（令和９）年１月29日（金）まで
（土、日、祝日を除く、午前９時から午後４時まで）
- ・提出方法 直接持参
- ・提出先 東浦町役場 こども未来部 子育て支援課
- ・提出書類 次に掲げる書類を、次に定める順番にＡ４判、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて提出すること。Ａ３判となる場合はＺ折りにし、Ａ３判１ページで２ページと換算すること。事業計画書（様式８）は、合計20ページ以内となるようにすること。

ア 事業計画書（様式８）11部（原本１部、写し10部）

イ 施設長予定者の履歴書（様式９）11部（原本１部、写し10部）
（添付書類）

- ・資格を証する書類（資格証等の写し）

ウ 収支計画書（様式10-1～10-3）11部（原本１部、写し10部）

（６）留意事項

ア 応募における注意事項

- ・提出された書類の内容を変更することはできない。（軽微な修正を除く。）
- ・提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。
- ・町が必要であると判断した場合は、提出内容について個別に聴き取りを行う場合がある。

イ 無効となる参加申込書又は事業計画書等

参加申込書類又は事業計画書類が以下に該当する場合は無効となることがある。

- ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・本要項（参加資格要件等）に適合しないもの
- ・指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・指定する様式又は記載上の注意事項に著しく反するもの

- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ウ 応募の費用負担
- 応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
- エ 施設長予定者について
- ・応募者は、応募時点における施設長予定者を様式9により提出すること。
 - ・移管時までにはやむを得ない事情により予定者を変更する場合は、事前に町と協議し、承認を得ること。なお、変更後の者も施設長の要件を満たさなければならない。
 - ・応募時点で予定者が未定の場合は、施設長の確保方針及び採用計画（様式83-2）の記載をもって代えることができる。
- オ 応募を辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出すること。
- カ 応募を検討し希望する者には、以下に示す書類を提供する。
- ・土地・建物資料（施設配置図・平面図等）
 - ・備品一覧
 - ・修繕履歴
 - ・点検記録
 - ・年間行事
 - ・入園のご案内（保育日課、保護者負担等のわかる資料）
- (URL：https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/material/files/group/24/20260725_goannai.pdf)
- ※本書類は町ホームページに掲載されている資料を確認すること。

10 審査方法

本募集における審査は、別に定める審査基準に従い、資格審査、第1次審査及び第2次審査により行う。

このうち、資格審査は町が行い、第1次審査及び第2次審査は、東浦町立石浜保育園民営化事業者プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

資格審査は、提出書類により、応募資格、欠格事項、提出書類の適合状況を確認し、応募資格を審査する。資格審査で応募資格を満たさない場合、又は提出書類に重大な不備がある場合は、第1次審査の対象としない。

第1次審査は、資格審査を通過した応募者を対象として、参加申込書類に基づき、別に定める審査基準に従って行う。第1次審査で60点以上を得た者を第2次審査の対象とする。第1次審査の結果については、すべての応募者に対して文書をもって通知する。なお、第1次審査の結果について確認を希望する場合は、通知文書到達後1週間以内に、書面により申し出ることができる。

第2次審査は、第1次審査を通過した応募者を対象として、プロポーザル審査を行

う。

町は、第1次審査及び第2次審査の結果を踏まえ、最も適格であると認める法人を優先交渉権者として選定し、必要に応じて次点者を選定する。

11 プロポーザル審査（ヒアリング）

- ・実施日時 2027（令和9）年2月中旬頃
- ・実施場所 詳細は審査対象者に直接通知する。
- ・実施時間 40分程度（説明20分、質疑20分）
- ・実施方法 応募受付順により事業計画書の説明及び質疑を行う。

説明20分は、各法人が自由に構成して実施すること。

口頭による説明を基本とするが、プレゼンテーションに使用するパソコン、タブレットその他の機材及び資料は、応募者が持参するものとする。町は、電源、プロジェクター及びスクリーンを用意する。プロジェクターへの接続（HDMI等）の可否及び動作確認は応募者の責任において事前に行うものとし、接続不良等により生じた不利益は応募者の負担とする。

※プレゼン資料は、提出済みの事業計画書（様式8）の内容の範囲内とし、新たな提案を追加することはできない。

※欠席した場合は、審査及び選定から除外する。

12 評価、採点

審査委員会において、事業計画書類及びプレゼンテーション（質疑を含む）を基に評価、採点を行い、その結果を踏まえ、町が最高得点を得た応募者を優先交渉権者として選定する。評価、採点における基準は、別添審査基準に示すものとする。なお、総合計点が満点の100分の60に満たない場合は、失格とする。

13 失格となる応募者

応募者が以下に該当する場合は、失格となることがある。

- ・本要項に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ・本プロポーザル時に審査委員会の許可なく追加資料等を提出した場合
- ・その他審査委員会が不適格と認めた場合

14 選定結果と公表

審査委員会の審査結果を受けて、町が最高得点者を民営化予定事業者を選定し、応募者全員に対し選定結果の通知を行う。ただし、最高得点者が辞退した場合、選定を取り消された場合その他の事由により移管が困難となった場合は、次点者（審査基準

を満たす評価を受けた者に限る。)を民営化予定事業者とすることがある。

また、選定結果については、選定した事業者の名称及び所在地を公表するほか、応募者名を伏せた審査結果一覧表を、町ホームページへの掲示その他の方法により公表するものとする。

15 協定の締結

町長は、町議会において、東浦町保育所条例改正案（石浜保育園の廃止）、財産（建物）の無償譲渡が議決された場合に事業者と移管に係る協定を締結するものとする。なお、民営化予定保育所の運営移管及び譲渡にあたっては、東浦町保育所条例の一部改正等の議決が必要となり、民営化に関する予算の執行にあたっては、毎年度の予算の議決が必要となる。仮に、条例改正の議決が得られない場合は、民営化予定事業者に選定したことを取り消す、又は民営化手続きを一時停止することや、予算が議決されなかった場合は補助金の不交付決定を行うことがある。

16 保護者への説明

移管先法人との協定締結後、原則として3か月以内に、町及び移管先法人は合同で保護者説明会を開催し、選定経過、移管先法人の概要、運営方針、職員配置の考え方、引継ぎ・共同保育、三者協議会、今後のスケジュールその他必要な事項について説明しなければならない。なお、協定の締結前であっても、町及び移管先法人は、保護者への情報提供及び円滑な移管準備のため、必要な説明、意見聴取及び協議を行うものとする。

また、町及び移管先法人は、移管日の3か月前までを目安に、移管直前の合同保護者説明会を開催し、移管後の職員体制、保育時間、給食、保護者負担、登降園方法、連絡方法、緊急時対応その他具体的な園運営に関する事項について説明するものとする。

17 募集要項等に関する質問及び回答

募集要項、移管条件、提出書類、審査基準、その他本募集に関する質問は、町が指定する期間内に、質問書により電子メールで提出するものとする。電話、口頭又は来庁による個別の質問には応じない。また、施設見学会においても、募集要項等に記載のない事項に関する質問は、原則としてその場では受け付けず、質問書により提出するものとする。

町は、提出された質問及びこれに対する回答を、質問者名を伏せた上で、町ホームページに掲載する。ただし、応募者の独自提案に関する事項、法人の権利利益を害するおそれがある事項、選定の公平性を保てない事項その他町が回答することが適当でないと認める事項については、回答しないことがある。

町が公表した回答は、本募集要項、移管条件、提出書類、審査基準、その他本募集に関する資料の追加又は修正とみなす。

18 スケジュール

スケジュールについては、下記のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

募集要項の配布	2026（令和8）年8月3日（月）
施設見学会参加申込期間	2026（令和8）年8月3日（月）～8月17日（月）
施設見学会	2026（令和8）年8月23日（日）
質問書の受付期間	2026（令和8）年8月3日（月）～9月18日（金）
質問書への回答期限	随時（受付次第）～最終2026（令和8）年9月30日（水）
参加申込書類提出期限	2026（令和8）年10月23日（金）
第1回審査委員会（第1次審査）	2026（令和8）年11月上旬
第1次審査結果通知	2026（令和8）年11月13日（金）
事業計画書類の提出期間	2026（令和8）年11月24日（火）～2027（令和9）年1月29日（金）
第2回審査委員会（第2次審査）	2027（令和9）年2月中旬頃
選定結果通知	2027（令和9）年3月上旬頃
協定内容の協議等	2027（令和9）年3月～9月
基本協定の締結	2027（令和9）年10月
移管準備期間	2027（令和9）年度～2028（令和10）年度
共同保育期間（移管前）	2028（令和10）年10月～2029（令和11）年3月31日
民間事業者への移管日	2029（令和11）年4月1日（日）
共同保育期間（移管後）	2029（令和11）年4月1日～2029（令和11）年9月30日

19 提出、問い合わせ先

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場本庁舎1階9番窓口

東浦町こども未来部子育て支援課こども応援係

TEL：0562-83-3111

電子メール：kosodateshien@town.aichi-higashiura.lg.jp

（土、日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）